

説明資料

(保険募集等の委託の在り方)

平成 23 年 9 月 26 日

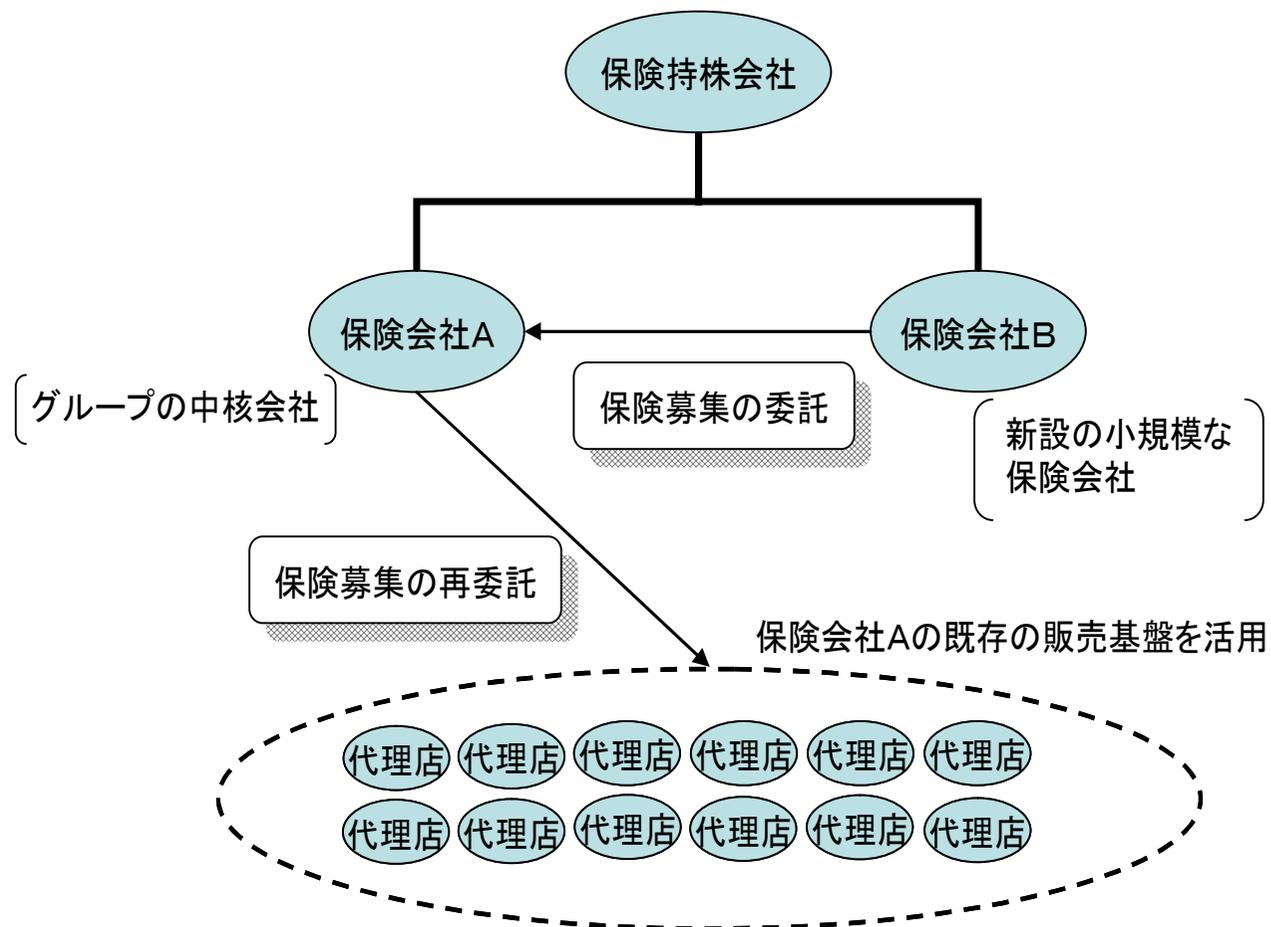
金融庁総務企画局企画課保険企画室

【保険募集の再委託の是非を検討する際の論点】

1. 想定される再委託の形態

- ・ 保険募集の再委託については、グループ内の中核的な保険会社を再委託者とするこゝで、グループ内の他の保険会社にその販売代理店網を有効に活用させたいとする意見があった。一方で、①再受託者に対する十分な監督が行われるのか、②再委託を可能としなくとも現行の代理代行の制度を活用することで対応可能ではないかとの意見もあった。
- ・ 保険募集の再委託については、これを幅広く認める形態と上記のように再委託者をグループ内の保険会社に限り認める形態が考えられるが、このうち後者の場合、再委託者である保険会社は、自らが直接委託している代理店に対しては、適切な監督を行うことが可能であり、これまで出されている規制緩和の要望もこのような形態である。
- ・ このような点に鑑みれば、今後の議論については、再委託全般ではなく、グループ内の保険会社を再委託者とする形態に限定した上で進めていくこととしてはどうか。

保険募集をグループ内の特定の保険会社に委託→販売代理店に再委託するケース



※ [] は、前回WGにおいて要望があった例

2. 再委託者をグループ内の保険会社に限定した場合の残される論点

(i) 再受託者の選定にあたっての委託者の関与の在り方

- ・ 再委託をする場合にあっては、保険募集に伴う保険商品の引受責任は委託元の保険会社が負っていることを踏まえれば、委託者の許諾を必要とすることにより、委託者も再受託者の選定に関与させることが必要か。

(ii) 再受託者に対する指導・監督の在り方

- ・ 再受託者に対する直接の指導・監督は再委託者が原則として行うことが想定されるが、この場合、委託者には、再委託者、再受託者を適切に監督する上でどのような措置が求められるか。

(iii) 損害賠償責任の在り方

- ・ 現行の保険募集人制度では、保険募集人が保険契約者に加えた損害については、所属保険会社が賠償する責任を負うこととされていることを踏まえれば、再受託者が保険契約者に加えた損害についても、より資力があり、かつ再受託者における適正な保険募集を確保する責任を有している、委託者及び再委託者に損害賠償責任を負わせることが適当か。

(iv) その他

- ・ 上記の他に、保険契約者の保護等の観点から検討すべき論点はあるか。

<参考>

保険募集における損害賠償規定

- 保険業法第283条 所属保険会社等は、保険募集人が保険募集について保険契約者に加えた損害を賠償する責任を負う。
- 2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
 - 一～二 (略)
 - 三 所属保険会社等の委託に基づく特定保険募集人又はその役員若しくは使用人である保険募集人が行う保険募集については、所属保険会社等が当該特定保険募集人の委託をするについて相当の注意をし、かつ、これらの者の行う保険募集について保険契約者に加えた損害の発生の防止に努めたとき。
 - 3 第一項の規定は、所属保険会社等から保険募集人に対する求償権の行使を妨げない。

銀行代理業における損害賠償規定

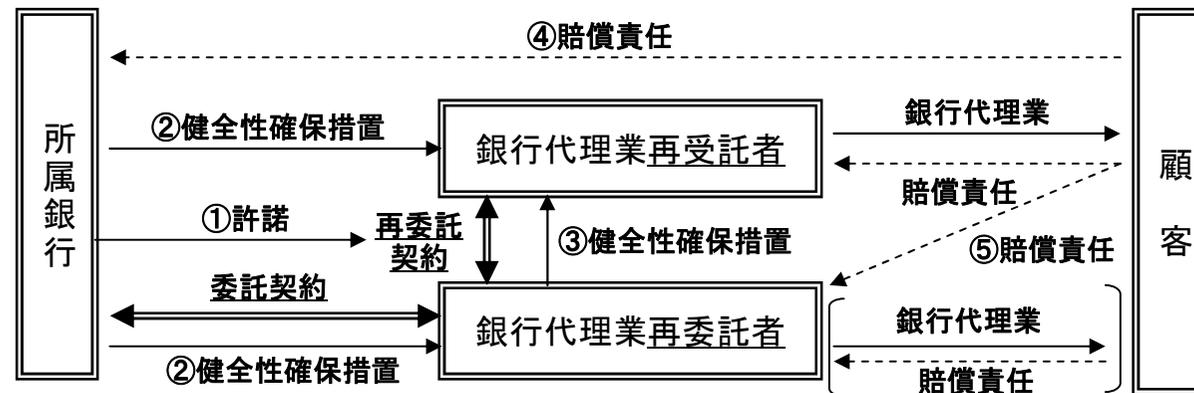
- 銀行法第52条の59 所属銀行は、銀行代理業者がその銀行代理行為について顧客に加えた損害を賠償する責任を負う。
- 2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
 - 一 所属銀行の委託を受けた銀行代理業者が行う銀行代理行為については、所属銀行が当該委託をするについて相当の注意をし、かつ、当該銀行代理業者が行う銀行代理行為について顧客に加えた損害の発生の防止に努めたとき。
 - 二 銀行代理業再受託者が行う銀行代理行為については、所属銀行が当該銀行代理業再受託者に対する再委託の許諾を行うについて相当の注意をし、かつ、当該銀行代理業再受託者の行う銀行代理行為について顧客に加えた損害の発生の防止に努めたとき。
 - 3 銀行代理業再委託者は、銀行代理業再受託者が行う銀行代理行為について顧客に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、当該銀行代理業再委託者が再委託をするについて相当の注意をし、かつ、当該銀行代理業再受託者の行う銀行代理行為について顧客に加えた損害の発生の防止に努めたときは、この限りでない。
 - 4 第一項の規定は所属銀行から銀行代理業者に対する求償権の行使を妨げず、また、前項の規定は銀行代理業再委託者から銀行代理業再受託者に対する求償権の行使を妨げない。

【業務の委託等にあたり保険会社及び銀行が講ずべき措置】

- 保険業法においては保険会社が第三者に業務を委託する場合、銀行法においては銀行がその業務の一部を銀行代理業者に行わせる場合に、その業務の適切性等を確保するため、それぞれ以下の措置を講じなければならないとされている。

【保険会社】第三者に業務を委託する場合に講ずべき措置 (保険業法施行規則第 53 条の 11)	【銀行】所属銀行が銀行代理業の適切性等を確保するために講ずべき措置 (銀行法施行規則第 34 条の 63)
<ol style="list-style-type: none"> 1. 業務を的確・公正・効率的に遂行できる能力を有する者に委託するための措置 2. 受託者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置（業務の実施状況を確認し、的確に遂行しているかを検証、必要に応じ改善させる等） 3. 顧客からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置 4. 保険契約者等の保護に支障が生じること等を防止するための措置（受託者が業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等） 5. 保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要がある場合には、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 銀行代理業に係る業務の指導、銀行代理業に関する法令等を遵守させるための研修の実施等の措置 2. 銀行代理業者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置（業務の実施状況を確認し、的確に遂行しているかを検証、必要に応じ改善させる等） 3. <u>銀行代理業の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときには、銀行代理業者との間の委託契約・銀行代理業再委託者と銀行代理業再受託者との間の再委託契約の内容を変更し、又は解除するための措置</u> 4. 銀行代理業者による資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介について、必要に応じて自らが審査を行うための措置 5. 顧客情報の適切な管理を確保するための措置（所属銀行から顧客情報を不正に取得させない等） 6. 所属銀行や銀行代理業者の商号等、銀行代理業者であることを示す文字を当該店頭に掲示させるための措置 7. 銀行代理業に係る業務に関し犯罪を防止するための措置 8. 顧客に著しい影響を及ぼさないようにするための措置（営業所の廃止の際、当該営業所の顧客に係る取引が支障なく引き継がれる等） 9. 顧客からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置 <p>※ 銀行代理業再委託者が銀行代理業再受託者の業務の適切性等を確保するために講じなければならない措置についても準用される。</p>

銀行代理業者の業務の適切性等を確保するための措置



◇再委託の許諾 (銀行法52条の36第3項)

①銀行代理業再委託者は、所属銀行の許諾を得なければ、銀行代理業の再委託をしてはならない。

◇健全性確保措置 (銀行法52条の58。具体的な措置は銀行法施行規則34条の63第1項各号)

②所属銀行は、銀行代理業再委託者及び銀行代理業再受託者が営む銀行代理業に関し、健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。(銀行法52条の58第1項)

③銀行代理業再委託者は、銀行代理業再受託者が営む銀行代理業に関し、健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。(銀行法52条の58第2項)

◇賠償責任 (銀行法52条の59)

④所属銀行は、銀行代理業再委託者及び銀行代理業再受託者が顧客に加えた損害を賠償する責任を負う。

⑤銀行代理業再委託者は、銀行代理業再受託者が顧客に加えた損害を賠償する責任を負う。

●健全性確保措置は、委託契約書、再委託契約書の記載事項に該当。(主要行等向けの総合的な監督指針Ⅷ-3-2-1-2-3(9))

例：所属銀行により再委託契約の内容を変更し、又は解除するための措置(銀行法施行規則34条の63第1項3号)

【委託契約書の記載例】

◎銀行代理業再委託者は、再委託契約を変更しようとする場合、所属銀行の許諾を得なければならない。

◎所属銀行は、銀行代理業再委託者に対し、再委託契約を変更・解除を求めることができる。

【再委託契約書の記載例】

◎再委託契約は、所属銀行の許諾を得ることなく変更できない。

◎所属銀行からの銀行代理業再委託者に対する再委託契約の変更・解除の指示により、再委託契約を変更・解除できる。

※委託契約書案、再委託契約書案は、銀行代理業の許可の申請の添付書類(銀行法施行規則34条の34)

【前回WG（8/30）の主なご意見】

- 保険グループの総合力を高めるために、シンプルな保険商品を扱う小規模な保険会社を新設した際、当該保険会社と代理店の間の契約を個々に締結する必要がなくなり、グループ内の中核会社の販売基盤をすぐに使用できることが大きなメリットとして考えられる。
- 銀行代理業制度を参考に、所属保険会社の許諾を必要とし、再受託した代理店についても所属保険会社が、指導・監督責任を最後まで負い、損害賠償責任も負うという要件を課せば、委託者による再受託者に対する管理監督や損害賠償の問題については、払拭できるのではないか。
- 委託者と再委託者両方に責任を課し、かつ、その再委託者を保険会社に限定するのであれば、再委託者が再受託先に対する教育等をしっかり見ているかということも、保険業法の監督の中でチェックできることとなることから、むしろ正面から再委託を認めたほうが、事務の委託などで済ますよりも本筋なのではないか。
- 保険会社が再委託者になるということに限定した場合、現在の代理・代行のスキームを活用すれば良いと考えており、仮に再委託を認めるのであれば、契約の手間が省けるといったメリットと、それに伴い生じる契約者保護・消費者保護への影響についての懸念を比較衡量して判断すべきではないか。
- 銀行代理業の再委託には、委託者が再委託者と再受託者の契約を解除させるための措置を講じることが規定されているが、保険会社の場合には、委託者よりも再委託者の交渉力が強いこともあり得、同様のことを規律として求めることと、それが実際に機能するかどうかは、銀行代理業と比較してかなり印象が異なると考えている。
- 再委託者がグループから離脱する可能性があり得るという意味においてのグループの強固さがどの程度あるのか、非常に懸念されることに加え、再委託の場合、ガバナンスが効くのかというのは非常に疑問。
- グループ内での再委託に限定することと、元受会社に賠償責任を最終的に負わせることができれば、グループ外に子会社が売却されるリスクはかなり落とせるのではないか。

参考資料

【現行制度】

① 保険募集を行うことができる者

- － 保険業法においては、保険募集の公正かつ適切な実施を確保するため、保険会社の保険契約の締結の代理又は媒介（保険募集）を行うことができるのは以下の者に限られている。（保険業法第 275 条）
- － 生命保険募集人及び損害保険代理店は、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。（保険業法第 276 条）

（i）生命保険募集人

- － 生命保険会社の役員若しくは使用人若しくはこれらの者の使用人又は生命保険会社の委託を受けた者若しくはその者の役員若しくは使用人で、その生命保険会社のために保険募集を行うもの（保険業法第 2 条第 19 項）

（ii）損害保険募集人

- － 損害保険会社の役員若しくは使用人、損害保険代理店*又はその役員若しくは使用人（保険業法第 2 条第 20 項）

* 損害保険代理店…損害保険会社の委託を受けて、その損害保険会社のために保険募集を行う者で、その損害保険会社の役員又は使用人でないもの。（保険業法第 2 条第 21 項）

- － したがって、保険会社から保険募集の委託を受けた者が、更に別の者に再委託をすることは認められていない。

② 所属保険会社等の賠償責任

- － 所属保険会社等は、保険募集人が保険募集について保険契約者に加えた損害を賠償する責任を負う。（保険業法第 283 条）
※保険募集人に対しては、資力要件は課されていない。

【銀行代理業制度について】

- 銀行法では、預金又は定期積金等の受入れの契約の締結の代理又は媒介等を行う銀行代理業制度が設けられており、当該制度においては、銀行代理業の再委託が認められている。

銀行代理業制度の概要

- ①行政庁の関与…許可制 ※再委託を受ける者（銀行代理業再受託者）も銀行代理業者とされており、同様に許可が必要。
- ②再委託の要件…所属銀行の許諾
- ③所属銀行による指導
- ・ 所属銀行は、銀行代理業者（再受託者を含む。）が営む銀行代理業に関し、業務の指導その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。
 - ・ 銀行代理業再委託者は、銀行代理業再受託者が営む銀行代理業に関し、業務の指導その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。
- ④所属銀行等の賠償責任
- ・ 所属銀行は、銀行代理業者（再受託者を含む。）がその銀行代理行為について顧客に加えた損害を賠償する責任を負う。
 - ・ 銀行代理業再委託者は、銀行代理業再受託者が行う銀行代理行為について顧客に加えた損害を賠償する責任を負う。

